

案件説明書

健康医療部 医療保険課

提出議会：令和2年第2回臨時会

1 案件名

議案第58号 佐野市国民健康保険条例の改正について

2 概要

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、その支給した額の全額について国が特例的な財政支援を行うとされたことから、本市においても傷病手当金を支給するため、本条例を改正する。

3 理由、趣旨、目的等

国民健康保険加入者において、被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者又は感染が疑われる者に対し、休暇を取りやすい環境を整備するため、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の額を、対象となる日数分、傷病手当金として支給する。

4 その他の事項

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。